

各 高 齢 者 施 設 管 理 者 殿  
各 介 護 サービス 事 業 所 管 理 者 殿

福岡県保健医療介護部介護保険課長  
(監査指導第一係)  
(監査指導第二係)

「新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者である同居者（家族等）の待機期間について」  
に関する周知について

平素より本県の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から別紙のとおり事務連絡がありましたのでお知らせいたします。

これらの取り扱いにつきましては、所轄の保健所等と十分協議の上、適切に対応していただきますようよろしくお願いいたします。

記

○改正の概要

濃厚接触者である家族等同居者の待機期間の起算日について（参考：別紙）

- ・ 検査陽性者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）※1  
又は
- ・ 当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策※2を講じた日

のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目解除）※3とする。

※1 ただし、検査陽性者のほかに当該同居者で新たに発症した者がいる場合は、あらためて当該同居者の発症日（無症状病原体保有者の場合は検体採取日）を0日目として起算する。また、当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合には、その発症日を0日目として起算する。

※2 「感染対策」とは、日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用をさける、消毒等の実施のことです。

※3 なお、同居者の待機期間が終了した後も、当該検査陽性者の療養が終了するまでは、当該濃厚接触者においても検温など自身による健康状態の確認やリスクの高い場所の利用や会食等を避け、マスクの着用等の基本的な感染対策を求めること。

<添付資料>

- ・ 事務連絡令和4年1月5日（令和4年2月2日一部改正）

「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」

- ・ 参考資料「濃厚接触者である同居者の待機期間の起算日（数え方の例）」

上記の取り扱いは県HPでも紹介しています。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid19-omicron-doukyo.html>

